

高齢者虐待を早期に発見しましょう！

「虐待に気づいた人は、通報の義務があります」

虐待を早期に発見しましょう！

高齢者虐待とは、「家庭で介護している人（家族、親族、同居者など）」または「養介護施設や養介護事業所に従事する人」が高齢者に対して、心身を傷つけるような言動や人権侵害をすることです。

どんなことが虐待になるの？

- ①身体的虐待
(たたたく、蹴る、やけどを負わせるなど)
- ②介護・世話の放棄・放任
(食事を与えない、オムツを替えないなど)
- ③心理的虐待
(怒鳴る、無視する、子ども扱いするなど)
- ④性的虐待
(キス、性器への接触など)
- ⑤経済的虐待
(本人に必要な額のお金や通帳を渡さないなど)

東伊豆町においては、平成30年度4件の高齢者虐待に関する通報があり、通報件数は平成29年度に比べ2件増加しております。高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は市町に通報する義務があることを定めています。虐待を発見したり、虐待を発見したと思われるときは、地域包括支援センターまでご連絡ください。

虐待の相談を受けた場合、地域包括支援センターの職員が「健康調査」「生活状況調査」といった形で高齢者のお宅を訪問するため、相談者や相談内容が他に漏らされることはありません。以下にそれぞれの虐待のサインを掲載しましたので、参考にしてください。

チェック	項目	虐待のサイン
	説明のつかない転倒や、小さな傷が頻繁に見られる。	身体的虐待のサイン
	腿や上腕部の内側、背中などにあざやみみずばれがある。	
	頭や顔などに傷がある。	
	「家にいたくない」「蹴られる」などの訴えがある。	心理的虐待のサイン
	家から家族の怒鳴り声が聞こえる。	介護放棄のサイン
	部屋が極端に不衛生である。あるいは異臭がする。	
	部屋の中に衣類やオムツが散乱している。	
	寝具や衣服が汚れたままであることが多い。	
	身体にかなりの異臭がする。	
	栄養失調の状態にある。	経済的虐待のサイン
	年金や財産などがあり、財政的に困っているはずがないのにお金がないと訴える。	
	サービスの費用や生活費の支払いが突然できなくなる。	
	知らないうちに預貯金が引き出されたという訴えがある。	

※「東伊豆町高齢者虐待防止マニュアル」より抜粋

介護を抱え込まず相談を!!

高齢者の介護は、想像以上に大変です。「介護疲れ」が介護する人を追いつめストレスとなり、虐待を引き起こしてしまう場合もあります。

ショートステイやデイサービスなどの介護保険サービスを利用したり、月1回開催されている「家族介護者のためのカフェカーネーション」に参加するなど、息抜きをしたり、介護の負担を減らすことが大切です。

困ったときは一人で悩まず、地域包括支援センターにご相談ください。



問合せ先
地域包括支援センター
☎95-11106

高齢者声掛け訓練

実施報告

「レジでお金の支払いに困っている」「通帳とキャッシュカードを誰かに盗まれた。再発行して欲しい」「駅のベンチで朝から夕方までずっと家族の帰省を待っている」など様々なシーンにおける声掛けの対応を、認知症にやさしい町づくり連絡会ニューサマーオレンジのメンバーのアドバイスの下、事業者の方や町民の方が学びました。

7月1日より、認知症で外出する可能性のある方については、家族等の同意のもと、黄色いステッカー「あんしん見守りステッカー」を靴の後ろ側に貼っています。服装や行動に不自然な様子が見られた時には、まず靴に黄色いステッカーが貼られていないかを確認してください。その人に困っている様子が見られた場合は、地域包括支援センター又は下田警察署にご連絡ください。



東伊豆町000



「教育委員」のご紹介

このたび、教育委員会の構成員に異動がありましたのでご紹介いたします。

退任となった「鳥澤孝雄」氏につきましては、平成17年5月から令和元年9月30日までの14年余の間、町教育行政に多大な貢献を賜りました。ありがとうございました。新しく就任した2名の委員の任期は4年です。よろしくお願いたします。

長い間ありがとうございました



鳥澤 孝雄さん

これからよろしくおねがいします



飯田 利喜さん



黒田 清隆さん

問合せ先

地域包括支援センター
☎95-11106
下田警察署
☎0558-2710110